

分  
房  
で

## 循環型社会 づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より①

廃棄物処理法が施行されて三五年以上の月日が流れ、廃棄物処理業界を取り巻く社会環境は大きく変化した。特に、CSRやコンプライアンスに関する考え方方が社会生活にまで浸透した昨今、廃棄物処理に携わるすべての関係者は、目まぐるしく変わる法制度を理解して真摯に日々の業務を進める時代がやって来た。

廃棄物処理法は、廃棄物とされた物に対する規制法であり、業許可と施設許可の二つの許可を基本に成り立っているが、この許可に関連して法的問題が発生した場合、行政処分が行われる。この处分を行う際の自安が、二〇〇一年五月「行政処分の指針について(通

すものに過ぎないが、その運用現場では何が行われているのであるか。

まず、次の二つの具体的な行政処分事例を紹介しよう(表参照)。

この事例は、両自治体MB工業の不法投棄の実態が通報された。BB県は現状確認を行った後、MB工業に原状回復の措置命令を行うが、MB工業は、直ぐに是正措置を取ったため本処分内容に

# 行政は説明責任遂行を

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

し単品にする」施設としてリサイクルプラントを設置。ここで詳細な分別が行われている。リサイクルプラントには破碎

組み、カナダ領事館などとの協力を得て名古屋周辺地域の自治体が持つ施設等を中心に日本の廃棄物技術の観察を実施した。

今回の目的。先端技術を観察するのが

から、より高度な廃棄物処理技術の導入を検討し、業関係者などを招いてレセプションも開催。意見・情報交換が行われた。視察団長を務めたラ

ホタルで日本行政、企業関係者などを招いてレセプションも開催。意見・情報交換が行われた。視察団長を務めたラ

増、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約〇・三%増、電

かれており、リサイクルの最も高い回収率である。一方、AA県でも同じようなことが起きてしまふのであらうか?

「産業廃棄物処理業及び事業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領」で行為を行った者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一四条の三等」として、B県担当者が、A県は、行政処分の指針に準じて法

えていることを如実に表現した事例が「行政処分」から見て取れる。そこには、各自治体の考え方だけでなく、処理業者の今姿がある。同時に、廃棄物の全工程における適切な処理に関する責務を定めた受託事務を遂行したようである。

MB工業の不法投棄の実態が通報された。BB県は現状確認を行った後、MB工業に原状回復の措置命令を行うが、MB工業は、直ぐに是正措置を取ったため本処分内容に

違和感がある。一方、A県でも同様の軽減措置を規定しているが、A県は、行政処分の指針に準じて法

説明性がないことに帰着する。一方、A県でも同様の軽減措置を規定しているが、A県は、行政処分の指針に準じて法

えていたことを如実に表現した事例が「行政処分」から見て取れる。そこには、各自治体の考え方だけでなく、処理業者の今姿がある。同時に、廃棄物の全工程における適切な処理に関する責務を定めた受託事務を遂行したようである。

MB工業の不法投棄の実態が通報された。BB県は現状確認を行った後、MB工業に原状回復の措置命令を行うが、MB工業は、直ぐに是正措置を取ったため本処分内容に

違和感がある。一方、A県でも同様の軽減措置を規定しているが、A県は、行政処分の指針に準じて法

【許可主体】AA県 【処分日】2007年12月〇〇日

【被処分者】住所 AA県XX市……

名称 有限会社FA工業

【処分内容】産業廃棄物収集運搬業の許可取消し

【処分理由】

被処分対象業者は、2006年7月頃、自社事務所北側敷地において、家屋の解体工事から発生した廃棄物である廃瓦約18tをみだりに投棄した。この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。

【許可主体】BB県 【処分日】2007年10月〇〇日

【被処分者】住所 BB県YY市……

名称 有限会社MB工業

【処分内容】産業廃棄物収集運搬業の全部停止90日間

【処分理由】

被処分対象業者は、2006年9月〇〇日から同月〇〇日までの間に、自ら行った解体工事から生じた産業廃棄物及び同解体工事で解体した工作物の内外に保管されていた廃棄物、廃プラスチック類約3.0m<sup>3</sup>、木くず約2.5m<sup>3</sup>及び、がれき類約9.18tをBB県YY市内の土地においてみだりに投棄した。